

制度改正の主な概要

令和2年3月

彩の国ロードサポート制度実施要綱及び制度に関連する要綱・要領・取扱いについて、令和2年3月1日付で改正をしました。

改正の中で、特に各認定団体に関連する事柄を、下記に抜粋しました。

1. 認定要件（彩の国ロードサポート制度実施要綱第2条関係 以下同様）

○認定要件を緩和しました。

要件	改正前	改正後
人数	5人以上	3人以上
活動回数	4回以上	2回以上
活動区間	100m以上	50m以上

2. 活動報告（第5条、第9条関係）

○活動報告書の提出方法を改め、郵送、持参、FAX、電子メールにより提出できることとしました。

○活動報告書が提出されない認定団体に対し、その認定を解除することについて、手順を明確化しました。

3. 県の役割（第7条関係）

○清掃美化用具の貸与について記載しました。

4. 送付物（第10条関係）

○県から道路清掃美化に関する手紙等を送付することができる旨を規定しました。

5. その他

- ・「活動計画書」の廃止や「活動報告書」の改正など、一部の様式を改めました。
- ・『彩の国ロードサポート用具貸与要領』を一部改めました。
- ・その他文言を修正しました。